

広島県水道広域連合企業団管理規程第9号

広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第11条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与規程第36条の2に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。<u>ただし、第4項第1号若しくは第3号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第2号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であって令和7年12月1日に係る期末手当の支給を受けない職員(「第11条第1項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。以下次条において同じ。)</u>については、給与規程第36条の2第1項第2号中「100分の108.75」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の87」とあるのは「100分の86」と、「100分の65.25」とあるのは「100分の64.5」と、「100分の32.625」とあるのは「100分の32.25」と、同項第3号中「100分の108.75」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の87」とあるのは「100分の86」と、「100分の65.25」とあるのは「100分の64.5」と、「100分の32.625」とあるのは「100分の32.25」とする。</p> <p>2—4 (略)</p> <p>5 短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与規程第36条の2第10項から第17項までの規定を準用する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績によ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第11条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与規程第36条の2に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。</p> <p>2—4 (略)</p> <p>5 短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与規定第36条の2第10項から第17項までの規定を準用する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績によ</p>

る割合（次項及び第4項において「成績率」という。）と勤務期間による割合とを乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の総額は、第11条第1項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額と第11条第1項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の合計額を超えてはならない。

3 (略)

- (1) 勤務成績が優秀な短時間勤務会計年度任用職員 100分の113.75以上100分の125.25未満
- (2) 勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員 100分の102.25
- (3) 勤務成績が良好でない短時間勤務会計年度任用職員 100分の102.25未満

4—8 (略)

附 則

1 (略)

(勤勉手当の成績率に関する特例)

- 2 第11条の2第4項に掲げる職員の区分を適用するための勤務成績の証明が困難な短時間勤務会計年度任用職員及び同項第2号に規定する勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、100分の106.25とする。

る割合（次項及び第4項において「成績率」という。）と勤務期間による割合とを乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 (略)

- (1) 勤務成績が優秀な短時間勤務会計年度任用職員 100分の112.5以上100分の124未満
- (2) 勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員 100分の101
- (3) 勤務成績が良好でない短時間勤務会計年度任用職員 100分の101未満

4—8 (略)

附 則

1 (略)

(勤勉手当の成績率に関する特例)

- 2 第11条の2第4項に掲げる職員の区分を適用するための勤務成績の証明が困難な短時間勤務会計年度任用職員及び同項第2号に規定する勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、100分の105とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

号給	基本報酬の額
	円
1	<u>197,700</u>
2	<u>198,800</u>
3	<u>200,000</u>
4	<u>201,100</u>
5	<u>202,200</u>
6	<u>203,900</u>
7	<u>205,500</u>
8	<u>207,100</u>
9	<u>208,700</u>
10	<u>210,300</u>

11	<u>211,900</u>
12	<u>213,500</u>
13	<u>215,000</u>
14	<u>216,700</u>
15	<u>218,400</u>
16	<u>220,100</u>
17	<u>221,300</u>
18	<u>222,900</u>
19	<u>224,500</u>
20	<u>226,000</u>
21	<u>227,500</u>
22	<u>229,100</u>
23	<u>230,700</u>
24	<u>232,300</u>
25	<u>233,900</u>
26	<u>235,600</u>
27	<u>236,900</u>
28	<u>238,200</u>
29	<u>239,500</u>
30	<u>240,600</u>
31	<u>241,700</u>
32	<u>242,800</u>
33	<u>243,900</u>
34	<u>245,200</u>
35	<u>246,600</u>
36	<u>248,000</u>
37	<u>249,400</u>
38	<u>250,800</u>
39	<u>252,200</u>
40	<u>253,600</u>
41	<u>255,000</u>
42	<u>256,200</u>
43	<u>257,500</u>
44	<u>258,800</u>
45	<u>260,000</u>
46	<u>261,200</u>
47	<u>262,400</u>
48	<u>263,600</u>

49	<u>264,700</u>
50	<u>265,800</u>
51	<u>266,900</u>
52	<u>268,000</u>
53	<u>268,900</u>
54	<u>269,900</u>
55	<u>270,900</u>
56	<u>271,900</u>
57	<u>272,900</u>

別表第2 (第3条関係)

専門事務職基本報酬額表	
号給	基本報酬の額
	円
1	<u>278,200</u>
2	<u>279,200</u>
3	<u>280,200</u>
4	<u>281,200</u>
5	<u>282,200</u>
6	<u>283,200</u>
7	<u>284,100</u>
8	<u>285,100</u>
9	<u>286,100</u>
10	<u>287,100</u>
11	<u>288,100</u>
12	<u>289,100</u>
13	<u>290,100</u>
14	<u>291,400</u>
15	<u>292,700</u>
16	<u>293,900</u>
17	<u>295,100</u>
18	<u>296,400</u>
19	<u>297,600</u>
20	<u>298,800</u>
21	<u>299,800</u>
22	<u>301,000</u>
23	<u>302,200</u>
24	<u>303,500</u>

25	<u>304,800</u>
26	<u>305,800</u>
27	<u>306,800</u>
28	<u>307,800</u>
29	<u>308,900</u>
30	<u>310,100</u>
31	<u>311,200</u>
32	<u>312,400</u>
33	<u>313,500</u>
34	<u>314,800</u>
35	<u>316,100</u>
36	<u>317,400</u>
37	<u>318,600</u>
38	<u>319,900</u>
39	<u>321,200</u>
40	<u>322,500</u>
41	<u>323,800</u>
42	<u>325,000</u>
43	<u>326,300</u>
44	<u>327,400</u>
45	<u>328,300</u>
46	<u>329,600</u>
47	<u>330,900</u>
48	<u>332,200</u>
49	<u>333,300</u>

第2条 広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第36号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(基本報酬等の支給) 第9条 (略) 2—4 (略) 5 (略)			(基本報酬等の支給) 第9条 (略) 2—4 (略) 5 (略)		
職務	基礎日額	上限日額	職務	基礎日額	上限日額
事務職	<u>9,900円</u>	<u>13,650円</u>	事務職	9,300円	13,100円
専門事務職	<u>13,900円</u>	<u>16,650円</u>	専門事務職	<u>13,350円</u>	<u>16,150円</u>

(期末手当)
第11条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与規程第36条の2に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。

2—5 (略)

(勤勉手当)
第11条の2 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合(次項及び第4項において「成績率」という。)と勤務期間による割合とを乗じて得た額(その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3—8 (略)

(期末手当)
第11条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与規程第36条の2に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、第4項第1号若しくは第3号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第2号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて令和7年12月1日に係る期末手当の支給を受けない職員(「第11条第1項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。以下次条において同じ。)については、給与規程第36条の2第1項第2号中「100分の108.75」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の87」とあるのは「100分の86」と、「100分の65.25」とあるのは「100分の64.5」と、「100分の32.625」とあるのは「100分の32.25」と、同項第3号中「100分の108.75」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の87」とあるのは「100分の86」と、「100分の65.25」とあるのは「100分の64.5」と、「100分の32.625」とあるのは「100分の32.25」とする。

2—5 (略)

(勤勉手当)
第11条の2 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合(次項及び第4項において「成績率」という。)と勤務期間による割合とを乗じて得た額(その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の総額は、第11条第1項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額と第11条第1項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の合計額を超えてはならない。

3—8 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程(以下、「改正後の規程」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(基本報酬に関する経過措置)

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、次に掲げる基本報酬以外の基

本報酬の額については、第1条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定の例によるものとする。

(1) 広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（以下「短時間規程」という。）第9条第3項に規定する月額（以下「月額」という。）により支給する基本報酬（短時間規程第11条第2項第2号の規定により令和7年12月1日を期末手当基準日とする期末手当の支給を受けた短時間勤務会計年度任用職員に係るものに限る。）

(2) 月額により支給する基本報酬（前号に掲げるものを除く。）で同一会計年度内において短時間規程第11条第2項第2号の規定により令和7年12月1日を期末手当基準日とする期末手当の支給を受けた短時間勤務会計年度任用職員として任用された期間を有する者に係るもの

（勤勉手当に関する経過措置）

4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、短時間規程第11条の2第3項に規定する勤勉手当の成績率については、前項各号に掲げる基本報酬を受ける場合を除き、改正前の規程第11条の2第3項及び改正前の規程附則第2項の例によるものとする。

（給与の内払）

5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。